

練馬区長 前川 煙男殿  
技監 黒田 叔孝殿  
交通企画課長 中田 幸宏殿

2014年6月27日

## 「外環の地上部街路(外環の2)の都市計画に関する方針」の撤回を求めます!

とめよう「外環の2」ねりまの会 共同代表：  
元関町一丁目町会長 須山 直哉  
「外環の2」を考える住民の会代表 阪東 宏

5月14日、東京都は、「外環の2」(地上部街路)のうち練馬区間の一部3kmのみを抜き出して、幅員22mの道路を整備することを基本とした「外環の地上部街路(外環の2)の都市計画に関する方針」(以下「方針」)を公表し、6月の説明会で都市計画変更素案を提示しました。

私たちは、「外環の2」地上部街路の建設に反対する住民の陳情署名4820筆を練馬区議会に提出しており、東京都に対しては、この「方針」を直ちに撤回し、「外環の2」の廃止を基本とした都市計画変更を図るべきことを強く主張するものです。

その理由は、以下の通りです。

### 1. 都の「方針」は、住民合意の原則を無視した暴挙

先般東京都が示した「練馬区における地上部街路のあり方(複数案)」に対しては、「広く意見を聞く会」やオープンハウスにおいて、そもそも都市計画を廃止すべきという意見が数多く出されたにもかかわらず、こうした意見をすべて切り捨てて道路整備に向けて突き進む都の姿勢は異様であり、まちづくりにおける住民合意の大原則をないがしろにするものです。また、大泉ジャンクション周辺1キロ部分の事業化の際に、東京都の担当者は「これはこの区間だけの限定的措置」と説明をしましたが、今回の都「方針」で、やはり練馬区部分を切り取り、見切り発車させるものであったことが明らかとなりました。

東京都が昨年末に「3案」を発表したのは猪瀬都知事辞任の翌日、今年2月に「今後の取組方針」を決定した直後に志村前区長が死去。そして今まで東京都の方針は、まだ前川区長が就任して1ヵ月足らずの時期であり、練馬区の「取組方針案」についても住民との話し合いなどは一切なされていません。こうしたあり方全体が、行政と住民との合意形成の基本を踏みにじるものです。

### 2. 都が示した「方針」への、いくつかの重大な疑問

- ① 計画幅員を40mから22mに変更することによって立ち退きを迫られる戸数が減るといわれているが、新聞報道によれば立ち退き戸数は540戸から400戸へとせいぜい2.5割減っただ

けです。地上への影響を減らすことを最優先して外環本線を地下化した経緯からすれば、「方針」では地上への深刻な影響は本質的に変わらないと言わざるを得ません。

- ② 現行の都市計画幅員 40m を 22m に絞るために削られたのは、緑地帯です。もともと外環の 2 はその大きな効果として「みどりの確保」をあげていましたが、「方針」に基づけば、せいぜい歩道帯に街路樹が整備されるのみであり、その緑は道路整備によって失われるものに比べて質量ともに大きく後退します。「方針」は道路のためにみどりを削る、しかも石神井公園というもつとも緑豊かなエリアでみどりを削り取っていくものであり、みどりを大切にしてきた練馬区民の思いを裏切るものです。
- ③ これまで都市計画区域内に暮らしていた住民は、新たに設定される 22m の範囲に入るかどうかで、生活の基盤を大きく振り回されることになります。範囲内の住民は、立ち退きをしいられます。範囲外の住民は、これまで様々な権利制限を受けていたにもかかわらず、今後は道路、それも緑地帯すらない幹線道路直近に取り残され、騒音や排気ガスなどの影響をもろに受けることになるのです。都市計画の中途半端な変更を柱とした「方針」では、関係する住民の合意をはかることはきわめて大きな困難を伴い、地域に大きな傷を残しかねません。  
東京都がなぜ 40m 幅員を 22m に縮小する選択肢を取ったのか、「方針」はまったく説明していません。これ自体、あまりに無責任な対応ですが、22m にすることによって、「外環の 2」の「整備効果」なるものは極めて怪しくなる一方で、地域への影響はかえって深刻かつ複雑なものになるに違いありません。

3、私たちは、理念も原則も感じられない「方針」を撤回し、都市計画の廃止を決断するよう、東京都ならびにすべての関係機関に対して強く求めるものです。

\*練馬区に対して特に申し上げたいこと。

- ① パブコメの内容がほとんど反対意見であったにも関わらずその意見は反映されておらず、練馬区のやり方は民主的とは言えません。
- ② “秘境” 石神井公園は、お年寄りや小さい子供連れなど、交通弱者にとっての憩いの場であり、朝 5 時～6 時台が人口のピークとなります。貴重な自然・生態系が保たれているのは、大きい道路から離れているからこそで、練馬区の貴重な財産です。都民・区民の税金によって住民にとって不必要的道路を建設し、都民・区民の共有財産である石神井公園の自然を破壊するのはやめてください。
- ③ 上石神井駅周辺のまちづくりと石神井公園周辺のまちづくりは、地域性を考慮して別個に考えるべきです。異なる条件の地域に同じ道路を通そうとする計画は中止してください。

連絡先：とめよう「外環の 2」ねりまの会  
事務局次長 村山 敏子